

元気な羽島応援寄附金（ふるさと納税）返礼品募集要領

令和3年8月9日決裁

ふるさと納税制度による羽島市への寄附の促進や、特産品のPR、ブランド力の向上、市内産業の振興、観光振興に繋がることを目的とし、市街在住の寄附者に対して贈呈する魅力ある品物やサービス（以下「返礼品」という。）と、この協力事業者（以下「事業者」という。）について、この要領に基づき募集する。

1. 事業者の応募要件について 以下の全ての条件を満たすとともに、「元気な羽島応援寄附金（ふるさと納税）返礼品取扱い事業者登録申込書」（第1号様式）を提出すること。提出後、市から承認を得られた事業者が返礼品を応募することができる。
 - (1) 市内に事業所（店舗、工場など）がある法人又は個人事業者であること。
ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
 - (2) 市税等の滞納がないこと。
 - (3) 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有しないこと。
 - (4) 配送管理や代金請求などの事務処理が行えること。
 - (5) 市と事業者の間において、迅速な連絡体制が確保できること。（電話に加えて、電子メール、FAXによるやり取りが可能なこと。）
 - (6) 原則として、市が提携する次のふるさと納税ポータルサイトへの掲載が可能であり、今後、市がポータルサイトを追加する場合も同様であること。ただし、数量に限りがあるなど合理的な理由がある場合は、この限りでない。

ふるさとチョイス、楽天、Wowma!ふるさと納税 他

2. 返礼品の応募要件について 以下に掲げる内容を満たすとともに、「返礼品提案書」（第2号様式）を提出すること。市がこの内容を確認後、これを承認した場合、元気な羽島応援寄附金返礼品として、市が提携するふるさと納税ポータルサイト等に掲載する。
 - (1) 当市の魅力が伝わる品物やサービスの提供等であり、総務省の定める次の地場産品の基準のいずれかに該当すること。
 - ① 市内で生産されたもの。
 - ② 市内で原材料の主要な部分が生産されたもの。
 - ③ 市内で製造、加工その他の主要な工程が行われることにより相応の付加価値が生じたもの。
 - ④ 市内で生産されたものと近隣の市町村で生産されたものの混在が避けられないもの。
 - ⑤ 市のキャラクターグッズやオリジナルグッズなど市独自の特産品と明らかかなもの。

- ⑥ ①～⑤を主としたものに、これと関連性があるものを加えたセットのもの。
- ⑦ 市内で提供され、市に関連性のあるサービスの提供、その他これに準ずるもの。
- (2) 各種法令等を遵守しているものであること。
- (3) 市への提供価格（税込み）として、お礼の品1件あたり1千円以上であること。
- (4) 原則として、市が返礼品の発注後、速やかに発送することが可能で、品質及び数量面で安定した供給ができるものであること。ただし、生鮮品等で期間が限定される場合は提供期間内の適用とする。また、返礼品の発送までにかかる期間は、最長でも市が発注後、半年程度までとし、受注生産など速やかに発送できない場合は、あらかじめ発送可能時期について、商品紹介において明示すること。
- (5) 飲食物は、発送日から4日程度の消費又は賞味期限が保証されること。
- (6) サービスの提供については、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
- (7) 万一、寄附者からの申込後、該当の返礼品が提供できないといった事態が生じた場合、市との協議に基づき、寄附者に対し、真摯にお詫びするとともに、同等以上の代替品の提供により理解を求めるなど、誠意をもって対応すること。

※上記に掲げる要件等に適合するものとして応募があった場合であっても、市が返礼品として適当でないと判断した場合は、採用しないことがある。また、返礼品や事業者に対するクレーム等の問題が生じ、市との協議等を経ても改善が図られない場合などは、採用を取り消すことがある。

3. 返礼品に関する留意事項

返礼品の企画、「返礼品提案書」（第2号様式）等の作成にあたっては、以下に掲げる事項に留意すること。

- (1) 寄附金額は、返礼品価格（税込み）を0.3で割って得られた額を超える100円単位の額を市が設定する。（※万円単位等の上丸めも可とする。）

【寄附金額の算出例】

返礼品価格（税込み）	寄附金額	市負担額※1
1,000円	5,000円	返礼品価格（梱包料）＋送料※2
3,000円	10,000円	
25,000円	84,000円 (※90,000円や100,000円も可)	

※1 市から事業者へ支払う金額となります。

※2 送料の算定に当たっては消費税を含んだ額とし、送付先によらず、一律の金額又は、別途実費負担額とする。

・ 寄附金 5,000 円への返礼品価格について

返礼品価格は 1,000～1,250 円内で設定をし、寄附金の約 20～25%以内とする。(寄附金に対しての送料及びサイト掲載手数料等の割合が増加するため。)

寄附金額	返礼品価格 (税込み)
5,000～10,000 円	1,000～3,000 円
10,001～20,000 円	3,001～6,000 円
20,001～30,000 円	6,001～9,000 円
30,001～50,000 円	9,001～15,000 円
50,001～100,000 円	15,001～30,000 円
100,001～200,000 円	30,001～60,000 円
200,001～500,000 円	60,001～150,000 円
500,001～1,000,000 円	150,001～300,000 円
1,000,001 円～	300,001 円～

(2) 魅力の伝わる商品紹介 (文章表現、写真) などに十分配慮すること。

商品・サービス名については、ポータルサイトにおける「ワード検索」を意識し、分かりやすく、魅力の伝わる文字列とすること。総務省の定める「ふるさと納税の指定制度の運用に関する Q&A」で示される次の内容に抵触しないよう留意すること。

「お得」、「コスパ最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」、これらに類似する表現は、適正な募集方法で行ってはいならない基準として定める「適切な選択を阻害するような表現」にあたる。

使用する写真や文章は、著作権や肖像権、その他の権利に抵触しないこと。

(3) 「定期便」や「頒布会」など、1 件の寄附に対し、発送するタイミングを複数回に分ける返礼品の提案を認める。ただし、総務省の定めるふるさと納税の募集経費等の上限があることなどから、次の条件等によることとする。

① 送料 (税込み) は、合計で寄附額の概ね 15%程度を上限とする。

【例】

寄附金額	送料計上限額 (回数分合計)
30,000 円	4,500 円程度
20,000 円	3,000 円程度
10,000 円	1,500 円程度

② 定期便の提案にあたっては、発送回毎に、内容や市への提供価格 (税込み) を定め、市への提供価格 (税込み) の合計に基づき、対応する寄附

額を設定すること。なお、全ての発送回について、同一の内容とすることを妨げない。

- ③ また、1件の寄附に対し、例えば冷凍と冷蔵の2個口で発送が必要となる食品関係の返礼品の提案については、経済性を鑑み、認める必要性が乏しいと考えるため、原則として運送種別を合わせることを。定期便の回毎の発送についても同様とする。

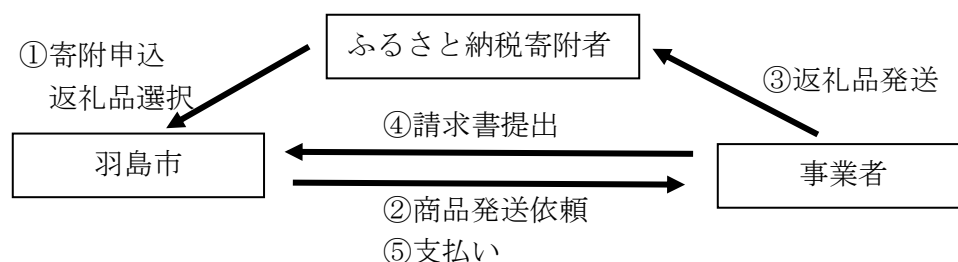
4. 返礼品の発送について

返礼品の発送に際しては、次のとおりとする。

- (1) 返礼品を発送する場合は、佐川急便・ヤマト運輸・日本郵便等で商品の発送状況を確認できる郵送サービスを利用すること。なお、サービス利用券を発送する場合は、配送の記録が残る方法を利用すること。オンラインによる提供については、メールでの発信履歴等記録を残すこととする。
- (2) 返礼品を発送する場合は、送料を最小限に抑えること。
- (3) 返礼品の発送等に係る書類は、1年程度保管すること。
- (4) 寄附者から、寄附者以外の宛先（例えば、寄附者である子どもが、別に暮らす親へ返礼品を贈るなど）、別に指定する住所などへの送付依頼があった場合は、これに応ずること。寄附者以外の宛先へ送る場合、誰からの寄附であるかが分かるよう、送り状等に寄附者を明記すること。
記載例：「寄附者 羽島太郎」
- (5) 寄附者による受取りの利便性に配慮するとともに、送料の負担軽減を図るため、同時期に同じ宛先に対して返礼品を発送する場合は、寄附者にそのことが分かるように配慮したうえで、合理的な方法により同梱することを原則とする。

5. 返礼品提供の流れ

「ふるさと納税」とは、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという気持ちを表す寄附金のことであり、ふるさと納税（寄附）をすることで、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。



※寄附金受領証明書等の書類は市が発送する。

6. 返礼品にかかる費用の請求手続き

市と事業者間の返礼品調達に関する契約、代金等の清算については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 返礼品の代金は、発送日に基づき、次の通り市へ請求することを原則とする。ただし、事業所の締め日がある場合などは、この限りではない。

請求書提出期限	請求対象
毎月 15 日まで	前月の 16 日～末日 発送分
毎月末日まで	同月の 1 日～15 日 発送分

- (2) 「定期便」及び「頒布会」にかかる返礼品の請求及び代金の支払いは、発送回（月）毎に、上記（1）において「定期便」及び「頒布会」以外の返礼品と合わせて行う。

- (3) 年度末である 3 月 31 日までに寄附申し込みのあった返礼品の代金については、前年度の事業費で支払いを完了する必要があるため、遅くとも 4 月 15 日までに市へ請求書を提出すること。

- (4) 返礼品にかかる費用を請求する際は、納品書等発送したことの確認ができる書類を添付すること。なお、返礼品発送時に市へ納品書等を提出した場合は、この限りではない。

7. 個人情報の取扱いについて

ふるさと納税に関する業務を遂行するため、個人情報を取扱う場合には、羽島市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

- (1) 返礼品発送時におけるパンフレット等の同封は積極的に行うことを妨げないが、その後、ダイレクトメールを発送するなど、当該個人情報を 2 次利用してはならない。（情報を目的外利用する場合は本人の了解が必要であり、そのような了解は得られていないため。）
- (2) 寄附者へ電子メールを一斉送信してはならない。

8. 応募方法

次の申込書に必要事項を記載（入力）し、必要書類を添えて 10. の申込み先まで提出すること。

No	提出物	内容	提出方法
1	元気な羽島応援寄附金（ふるさと納税）返礼品取扱い事業者登録申込書（第 1 号様式）	1 事業者につき 1 枚	紙媒体 又は電子媒体（メール）
2	返礼品提案書（第 2 号様式）	返礼品 1 件につき 1 枚	電子媒体

3	返礼品の写真データ ①メイン1点 横 650×縦 400 ピクセル程度 ②サブ3点まで 横 500×縦 300 ピクセル程度	返礼品1件につき4点 まで (jpeg形式)	(メール又は CD-R等)
---	--	---------------------------	------------------

提出期限等はなく、年間を通じて随時提出できる。取扱い事業者を辞退する場合、個々の返礼品の掲載内容等を変更、取扱いを終了する場合は、別途、市へ文書等（任意様式）により知らせること。

市では、申込み（変更、終了の申出）があった場合、この内容の確認を行ったうえ順次ふるさと納税ポータルサイト等への掲載（変更、削除）を行う。募集開始以降、受付順に順次、掲載（更新）を行うが、申込みが集中し、掲載等までに時間を要することが予想されるため、あらかじめ了解すること。

9. その他留意事項

- (1) 事業者は、返礼品に関して発送の遅延、品質及び発送又は提供過程での事故等の問題が発生した場合は、「事故等報告書」（任意様式）により速やかに市へ報告すること。
- (2) 事業者は返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯な対応と解決に努め、内容については、「事故等報告書」（任意様式）により速やかに市へ報告すること。品質等による保証やクレーム対応について、原則として市は一切の責任を負わない。
- (3) 返礼品の発送に関して、調整が必要な場合は事業者が寄附者と直接やり取りをし、返戻等の問題が生じた場合は、再発送等の対応をとること。ただし、再送にかかる費用は事業者負担とする。
この場合において、事業者から受理した「事故等報告書」の内容を精査し、事業者に過失がないと市が承認をした場合、原則として再発送に要する費用を1回に限り市が負担することとする。
- (4) ふるさと納税ポータルサイト又はパンフレット等への返礼品の掲載については、市が掲載内容又は位置等を決定することを認める。

10. 申込み、問合せ先

〒501-6292 羽島市竹鼻町 55 番地
羽島市役所 総務部管財課 用度係
電話：058-392-1111（代表）
E-mail：kanzai@city.hashima.lg.jp